

差止請求書

2018年2月16日

京都府京都市伏見区竹田田中宮町17番地 富士和ビル2階
一般社団法人 京都高齢者支援協会 御中

内閣総理大臣認定適格消費者団体
特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク
理事長 野々山 宏（弁護士）
〒604-0847 京都府京都市中京区烏丸通二条下ル
秋野々町529番地ヒロセビル4階
電 話 075-211-5920
FAX 075-746-5207
（担当）理事・事務局長 長野浩三（弁護士）

当NPO法人は、消費者の権利擁護を目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成し、2007年12月25日に消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。

当NPO法人は、貴社に対し、消費者契約法41条1項の請求として本差止請求書を差し出します（従って、本書が貴社に到達すべき時期から1週間を経過した後には、消費者契約法12条3項の定める差止請求に係る訴えを提起することができます。）。

本差止請求に対する貴社の対応を本書到達後1週間以内に書面をもって当NPO法人宛連絡下さい。回答の有無及び内容は公表することがあります。

(請求の要旨)

当NPO法人は、貴社に対し、

1 貴社が、消費者との間で、身元保証支援、日常生活支援、金銭管理支援などを貴社の義務内容とする入会契約を締結するに際して、貴社が利用している「入会契約書」中、下記の規定など、消費者から入会金を徴収する旨の意思表示、及び同契約が解除された場合に、消費者が貴社に対し支払った入会金を返還しない旨の意思表示を行わないこと
記

第12条(入会金及び会費)

甲は、乙に対して、別表1に定める入会金を支払わなければならない。

第17条(契約の解約)

④有効な解約がなされたときは、この契約は、将来に向かってのみ効力を失うものとし、乙は、解約の理由にかかわらず、既納の入会金及び会費を返還しない。

2 上記1の内容が記載された契約書ひな型が印刷された契約書用紙を廃棄すること

3 上記1につき、従業員らに対し同項の意思表示を行うための事務を行わないよう指示すること

を請求する。

(紛争の要点)

1 条項の内容

貴社の「かたつむりトラスト入会契約書」では、上記請求の要旨のとおり、入会に際し、消費者は、貴社に対し、入会金を支払わなければならない、入会契約が解除された場合、解除の理由を問わず、貴社は、消費者が支払った入会金を返還しないことが定められている。

2 貴社の入会金の徴収条項及びこの不返還条項は、消費者契約法10条に反し無効であること

上記契約によって貴社が負う義務は、身元保証支援などの「法律行為ではない事務」の委託を受けるものであるから、民法656条の準委任に当たる。

準委任契約において、受任者が委任者に対し金銭を請求できるのは、特約がある場合の「報酬」(民法648条)と「費用」(同法650条等)のみである。

そして、貴社の入会契約書によれば、貴社は、委任事務の履行の対価（「報酬」）として、毎月1万円の会費と、各種支援に対応したタイムチャージ制の報酬を消費者に対し請求できることとされており（入会契約書11条乃至13条及び別表1）、支援に要する「費用」は、別途、消費者が貴社に支払う義務を負うこととされている（13条②）。

従って、「報酬」と「費用」に加えて、貴社が、消費者から入会金を徴収し、契約が解除された場合に、貴社がこれを取得することは、民法上の準委任契約の適用による場合に比して消費者の義務を加重するものである（消費者契約法10条前段）。

この入会金の性質は、全ての契約条項をみても、何の対価であるか、具体的内容が一切明示されておらず、対価性のない金銭を消費者から徴収するものであるから、信義則に反し消費者の利益を一方的に害する条項で無効である（同条後段）。

- 3 よって、当法人は、貴社に対し、消費者契約法12条3項に基づき、請求の要旨のとおり、貴社に対し、上記無効な契約条項を含む意思表示の差止及び必要な措置を請求する。

（訴えを提起する予定の裁判所） 京都地方裁判所